

集落応援隊 隊員募集



高齢化と過疎化による担い手不足で、生活道の草刈りが困難になりつつある集落があります。市では、そうした集落にお住まいの皆さまの暮らしを守るために活動する「集落応援隊」を募集しています。企業や団体はもちろん、個人でも登録可能です。さまざまな活動主体の皆さまの登録・応援をお待ちしています。

※集落応援隊に登録し、活動に参加された方にはいずれも縁結びPAY行政ポイント(1,000ポイント)を差しあげます。

申込方法等／申請書を郵送・FAX・メールでお送りください。

申込方法など詳しくは、二次元コードから市のホームページをご覧ください。



申込み・おたずね／自治振興課 中山間地域振興室 TEL 21-6216 FAX 21-6599

出雲市内の事業所・企業のみなさまへ

令和8年経済センサスー活動調査にご協力ください

総務省と経済産業省は、令和8年6月1日現在で、「令和8年経済センサスー活動調査」を実施します。全国の全ての事業所及び企業が対象になります。

- 調査票は、郵送または調査員がお伺いして配布します。
- ぜひインターネットでご回答ください。郵送による回答も可能です。



ぜひインターネット

市民のみなさまへ

出雲市登録統計調査員を募集しています

出雲市では、登録統計調査員として活動していただける方を広く募集しています。お気軽に総務課統計係までお問い合わせください。

- 仕事の内容 各種統計調査実施時に調査票の配布・回収をしていただく登録制のお仕事です。
※調査の都度、国の基準に基づいた報酬を支払います。報酬額は調査内容や件数に応じて変動します。

令和8年度
新規登録者には
「いずれも縁結びPAY」
5,000ポイント
プレゼント！
※諸条件あり

おたずね／総務課 TEL 21-6301

消費者情報

SNS広告をきっかけとした通信販売のトラブルに注意！

SNSを見ている途中で、表示された広告から商品を購入したところ「1回限りの注文と思っていたのに定期購入になっていた」「注文した商品が届かない」「広告とは違った粗悪な商品が届いた」などといったトラブルの相談が、生活・消費相談センターに多数寄せられています。

【注意ポイント】

- ・低価格やお試し等を強調する広告は、定期購入の可能性があります。購入や解約の条件をきちんと確認しましょう。
- ・相場より極端に安いお得感が強調される商品には注意しましょう。
- ・注文前には、販売サイトの住所や連絡先がきちんと記載されているか確認しましょう。



不安に思ったら、生活・消費相談センターにご相談ください。

消費者問題出前講座のご案内

消費者トラブルに遭わないために生活・消費相談センターの相談員が出前講座を行っています。ぜひご利用ください。
対象／市内の各種団体(おおむね5人以上)
時間／平日9:00～16:00の間で30分～1時間程度
申込／開催希望日の1か月前までにお申し込みください。

弁護士無料相談のお知らせ

生活・消費相談センターでは、弁護士による無料相談を行っています。詳しくは、生活・消費相談センターへおたずねください。

おたずね／総務課 生活・消費相談センター TEL 21-6682

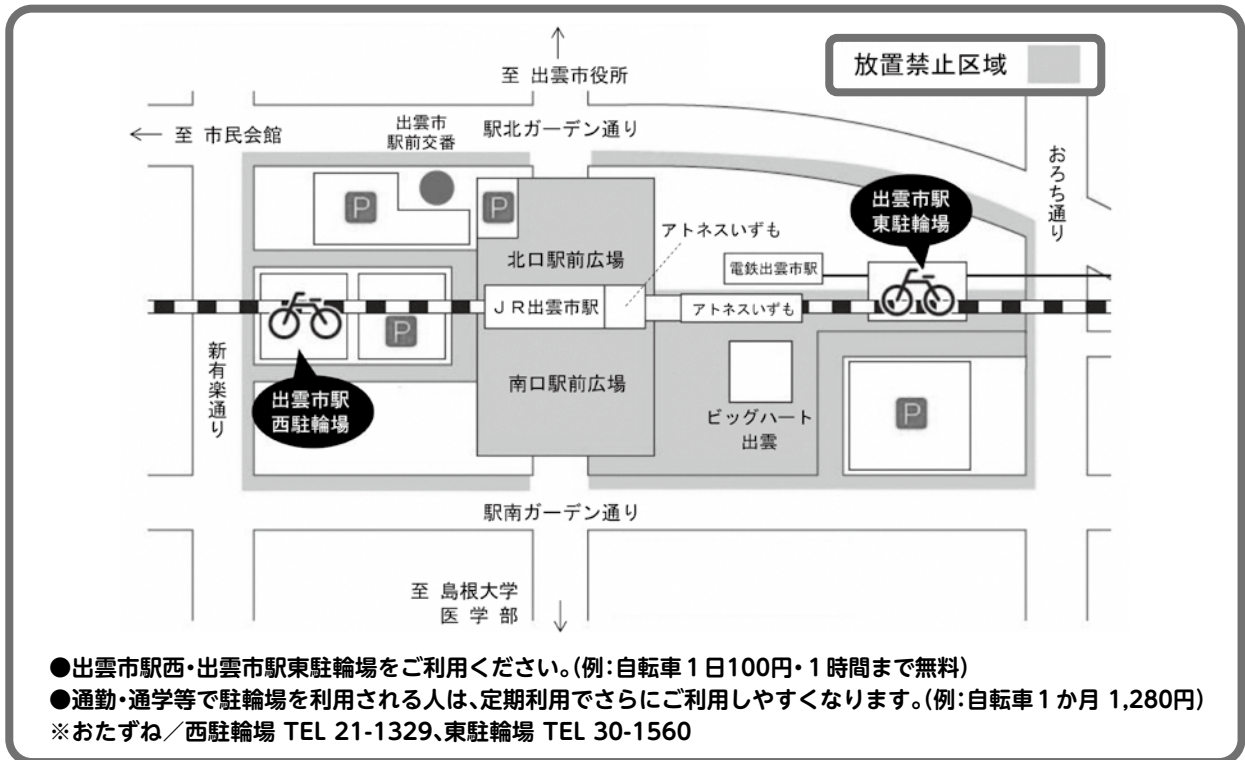
ご存知ですか？

自転車等の放置禁止区域

市では、自転車等(原付も含む)の放置を防止し、市民生活の安全、街の美観や都市機能の維持を図り、良好な生活環境を確保するため、『出雲市放置自転車等の防止に関する条例』を定めており、公共の場所等に放置された自転車等を撤去することとしています。

この条例により、特に放置自転車の多いJR出雲市駅周辺を自転車等の放置禁止区域に指定し、自転車等が2時間以上放置された場合は、適宜撤去し、出雲市駅西駐輪場で保管しています。

※引き取りの際は、撤去費(千円)・保管費(保管日数に応じて1~4千円)が必要となります。



おたずね/交通政策課 TEL 21-6819

安全で快適な道路環境維持にご協力ください

道路沿いの樹木管理に関するお願い

山林等の樹木が、道路上に倒れたり、枝などが張り出したりすると、通行の支障となり、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

道路へ倒れる危険性のある樹木などは、所有者において定期的に確認し、伐採などの適切な管理をお願いします。

なお、緊急時は、道路管理者により、やむを得ず、倒れそうな樹木や支障枝を伐採することがありますので、ご了承ください。

道路上に段差解消ブロックや鉄板を置かないでください

自宅や駐車場の出入りのため、道路上に段差解消ブロックや鉄板を置くことは法令で禁止されています。

歩行者や自転車、バイク等の転倒事故につながる可能性があり、大変危険です。

安全な通行のために、段差解消ブロック等の撤去をお願いします。詳しくは、道路河川管理課までご相談ください。

おたずね/道路河川管理課 TEL 21-6213 (休日・夜間 TEL 21-2211)

平田分室 TEL 63-5537 佐田分室 TEL 84-0116 斐川分室 TEL 73-9130